

若者の就農意欲喚起 P R 動画等作成事業業務委託仕様書

1 目的

若者を対象に農業の魅力とやりがいを伝え、就農意欲を喚起するため、若手農業経営者の活躍事例や就農支援策等を紹介する P R 動画及びガイドブックを作成する。

なお、作成した P R 動画及びガイドブックは、県内農業高校で開催する出前授業や新規就農 P R イベント等で活用するとともに、県公式 H P 等で公開する。

2 業務の内容

(1) 委託事業名 若者の就農意欲喚起 P R 動画等作成事業業務委託

(2) 委託期間 契約の日から令和 4 年 3 月 1 8 日 (金) まで

(3) 委託内容

農業の魅力発信動画の作成

ア 作成する動画の概要

- ・ 若者を対象に、農業のやりがいや魅力、農業で働く具体的なイメージを伝えるため、若手農業経営者が営む最先端の農業や、農業の具体的な仕事の紹介、若手農業経営者からのメッセージなどを盛り込んだ動画を作成する。
- ・ 動画は、農業高校で開催する出前授業や新規就農 P R イベント等で活用するほか、三重県 H P への掲載、Facebook、Youtube への投稿を予定している。

イ 再生時間及び作成本数

- ・ 動画再生時間は 1 本あたり 3 分 ~ 5 分程度を想定している。詳細については、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定すること。
- ・ 動画作成本数：7 本 (若手農業経営者 7 者 × 各 1 本)

ウ 撮影及び編集

- ・ 撮影対象：若手農業経営者 7 者 (撮影対象リストは、別途三重県から提供)
- ・ 現地を訪問して、若手農業経営者や従業員へのインタビュー等による取材、及び農作業風景等の撮影を行うこと。
- ・ テロップやナレーション等を使用し、農業経営のこだわりのポイントを分かりやすく解説すること。具体的な編集方法は、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定すること。
- ・ 再生回数が増えるよう工夫すること。
- ・ B G M や動画素材、画像等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 撮影にあたり許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 人物の撮影にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ・ 現地での撮影及び取材にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること。

エ その他

- ・ 撮影や編集に係る一切の費用（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種使用料、出演料、許認可等の手続きに要する費用等）は全て契約金額に含むこと。取材先の農業法人へは謝礼を支払わないこととする。
- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・ 編集の企画段階において、企画案を三重県に提示し意見を求めること。
- ・ 完成前の校正等については担い手支援課と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。なお、今年度開催予定の出前授業において、完成前の動画を再生する場合があるので、別途三重県と協議のうえ、事前に完成前の動画を提出すること。

新規就農応援動画の作成

ア 作成する動画の概要

- ・ 若者を対象に、新規就農支援策や新規就農した先輩のストーリーを紹介する動画を作成する。
- ・ 動画は、農業高校で開催する出前授業や新規就農PRイベント等で活用するほか、三重県HPへの掲載、Facebook、Youtubeへの投稿を予定している。

イ 再生時間及び作成本数

- ・ 動画再生時間は1本あたり5分～10分程度を想定している。詳細については、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定すること。
- ・ 動画作成本数：3本（A 三重県農業大学の紹介、B みえ農業版MBA養成塾の紹介、C 産地における新規就農支援プロジェクトの紹介）

ウ 撮影および編集のイメージ

〔A 三重県農業大学の紹介〕

	再生時間	撮影・編集	撮影・取材対象
三重県農業大学の紹介	5分程度	施設やカリキュラム、学習風景等の紹介	三重県農業大学校
Bの就農ストーリー	2.5分程度×2本	農業大学校在学中からの就農準備や就農後のストーリー、農業経営の様子などを紹介	新規就農者2者 (撮影対象先リストは、別途三重県から提供します。)

〔B みえ農業版MBA養成塾の紹介〕

	再生時間	撮影・編集のイメージ	撮影・取材対象
養成塾の紹介	5分程度	理念・カリキュラム等の紹介 塾長のメッセージ	国立大学法人三重大学 三重県農業大学校
インタビューの紹介		・インタビューの様子を紹介	・3件 (うち2件は で取材・撮影を行った内容から流用すること。1件は別途取材すること。)
		・受入法人の概要の紹介	で取材・撮影を行った内容から流用すること。

〔 C 産地における新規就農プロジェクトの紹介 〕

- ・ 紹介する産地は 1 件です。
- ・ 紹介する産地の情報は、委託契約締結後に三重県から提供します。

	再生時間	撮影・編集のイメージ	撮影・取材対象
産地の紹介	4 分程度	産地の特徴を紹介	産地 1 件 ・ 栽培地 ・ 選別施設 ・ 直売所等
プロジェクトの紹介	2 分程度	プロジェクトの紹介	(撮影対象先リストは、別途三重県から提供します。)
新規就農者の紹介	4 分程度	就農準備や就農後のストーリー、農業経営の様子などを紹介	新規就農者 1 者 (撮影対象先リストは、別途三重県から提供します。)

- ・ 詳細については、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定すること。
- ・ 現地を訪問して、インタビュー等による取材を行うとともに、必要な風景等の撮影を行うこと。
- ・ テロップやナレーション等を使用し、分かりやすく解説すること。具体的な編集方法は、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定すること。
- ・ 再生回数が増えるよう工夫すること。
- ・ BGM や動画素材、画像等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手續等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 撮影にあたり許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手續き等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 人物の撮影にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ・ 現地での撮影及び取材にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること。

エ その他

- ・ 撮影や編集に係る一切の費用 (機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種使用料、出演料、許認可等の手續きに要する費用等) は全て契約金額に含むこと。取材先へは謝礼を支払わないこととする。
- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・ 編集の企画段階において、企画案を三重県に提示し意見を求めること。
- ・ 完成前の校正等については担い手支援課と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。なお、今年度開催予定の出前授業において、完成前の動画を再生する場合があるので、別途三重県と協議のうえ、事前に完成前の動画を提出すること。

若者の就農意欲喚起ガイドブックの更新

ア ガイドブックの概要

県内の高校生等若者を対象に、三重県農業の魅力や新規就農支援制度の概要、三重県農業大学校の概要、三重県農業大学校卒業生の活躍事例を紹介するガイドブックを作成する。

令和2年度に作成したガイドブック（A4版12頁）の版下（印刷原稿）のデータを更新するとともに、新たなページを追加すること。

（現行のガイドブックは以下のURLに掲載しています。）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000930410.pdf>

イ ガイドブックの仕様

A4版 20頁

ウ 作業内容

〔A 版下（印刷原稿）の作成〕

- ・ ガイドブックの版下原稿及びWEB掲載用PDF作成（構成は別添のとおり）
- ・ 令和2年度に作成したガイドブック（A4版12頁）の版下（印刷原稿）のデータ修正を行うとともに、新たなページを追加すること。新たなページについては、三重県から提供するテキストデータ及び画像コンテンツに基づき、デザイン・レイアウトを作成すること。
- ・ 三重県農業大学校の紹介ページに掲載する施設の概要等の画像コンテンツは、現地で新たに撮影すること。また、新規就農者2者（のウの動画撮影の対象者）の画像コンテンツは、現地で新たに撮影すること。
- ・ 若者の就農意欲の喚起につながるよう、必要に応じて、イラスト・画像等のコンテンツを使用すること。
- ・ 具体的な内容は、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定することとする。

〔B 印刷〕

- ・ サイズ等：A4版 20ページ コート紙 4色刷り 中綴じ
表紙（4ページ）：A版70.5kg
本文（16ページ）：A版46.5kg
- ・ 校正：2回
- ・ 作成部数：2,000部
- ・ 納品日：三重県が別途指示する日
（校正等作業の進捗状況により三重県と協議のうえ決定。）

エ その他

- ・ 画像やイラスト等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続等を受託者の負担により行うこと。

- ・人物の撮影にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ・撮影や編集に係る一切の費用（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種使用料、許認可等の手続きに要する費用等）は全て契約金額に含むこと。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・編集及びデザインの企画段階において、企画案を三重県に提示し意見を求めること。
- ・デザイン、文字の校正については担い手支援課と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。

3 契約条件

(1) 委託業務名

若者の就農意欲喚起PR動画等作成事業業務委託

(2) 委託期間

契約の日から令和4年3月18日（金）まで

(3) 成果品

動画コンテンツ

- ・DVD等の記録媒体にて2部納品すること。
 - ・ファイル形式等詳細については、三重県と協議のうえ決定することとする。
- ガイドブックの版下（印刷原稿）
- ・DVD等の記録媒体にて2部納品すること。
 - ・印刷入稿データ（PDF及びイラストレーターデータ）及びWEBに掲載する圧縮版PDFのデータを納品すること。
 - ・ファイル形式等詳細については、三重県と協議のうえ決定することとする。

ガイドブック（印刷物）

- ・2,000部

その他指示するもの

(4) 成果品の提出期限

令和4年3月18日（金）

なお、(3)の のガイドブック（印刷物）については、別途指示する日（校正等作業の進捗状況により三重県と協議のうえ決定。）までに提出すること。

4 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲

渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする、
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 三重県は必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (8) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (9) 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。